

I 開発許可の「敷地の一体利用」制限の見直しについて

1 背景

人口減少や高齢化に対応した社会福祉施設や医療施設、学校など、多様な形態の開発申請がなされるようになってきた中で、「敷地の一体利用」の制限について見直しが求められてきました。

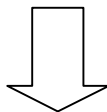
2 現状

開発許可要件の異なる敷地が隣接する場合、「敷地の一体利用」を認めず、敷地間をフェンス等で分断することにより、物理的に往来できなくすることを許可の条件としていました。

3 見直し

許可要件に敷地の面積について制限（上限）がある場合や、一体開発に該当する場合を除き、基本的にフェンス等の設置は求めないこととします。

「敷地の一体利用」を制限するためフェンス等を設置
〔 子育て支援センターと保育園、
分家と本家、旗竿敷地の境界など 〕



「個々の開発要件」によりフェンス等を設置
〔 許可要件に面積制限がある開発を1年以内に隣接
して行う場合など 〕

※具体的な取扱いにつきましては、開発指導担当（088-823-9849）まで、ご相談ください。

4 新取扱施行日

平成26年4月1日